

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

邑楽町長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等に基づき、車輛台帳の管理、賦課、証明書発行等の事務を実施する。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)地方税の課税標準の決定又は更正に関する事務 (2)税額の決定又は更正に関する事務 (3)賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) (4)減免申請に関する事務</p>
③システムの名称	軽自動車税システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【番号法第9条第1項及び別表の第24項】</p> <p>別表第24項の上欄「市町村長」は、同表同項の下欄に掲げる事務「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」の処理に際して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第8号及び別表第24項】</p> <p>別表第24項の上欄「市町村長」のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものの(情報照会者)が、当該事務処理に必要な特定個人情報(利用特定個人情報)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者(情報提供者)に対し、当該利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークを使用して当該利用特定個人情報を提供することができる</p> <p>【番号法第22条】</p> <p>情報提供者は、第19条第8号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第21条第2項「内閣総理大臣は、情報照会者から利用特定個人情報の提供の求めがあったときは、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない」の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該利用特定個人情報を提供しなければならない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 諸税係
②所属長の役職名	税務課長

## 6. 他の評価実施機関

なし

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 税務課 諸税係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5013

## 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>〔 1,000人未満 〕</p> <p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>〔 10万人以上30万人未満 〕</p> <p>〔 30万人以上 〕</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>〔 500人以上 〕</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>〔 発生あり 〕</p>
----------------------------------------	---------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---------------------------------------------------

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人で確認を行うチェック体制を設けることで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

## 9. 監査

実施の有無

[  自己点検 ]

[  内部監査 ]

[  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

<選択肢>

[  十分に行っている ]

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特に力を入れている</li> <li>十分である</li> <li>課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人で確認を行うチェック体制を設けることで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年1月6日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	邑楽町は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	邑楽町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務	軽自動車税関係事務	軽自動車税に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法第442条の2に基づき、車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③物件情報の管理、異動、照会 ④標識交付証明書の発行 ⑤軽自動車税の減免	地方税法等に基づき、車輛台帳の管理、賦課、証明書発行等の事務を実施する。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 地方税の課税標準の決定又は更正に関する事務 (2) 税額の決定又は更正に関する事務 (3) 賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) (4) 減免申請に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、団体内宛名統合システム	軽自動車税システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項並びに地方税法等	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の項番号27の項並びに地方税法等	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」又は「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 27の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和1年6月1日	2. 特定個人情報ファイル名	課税ファイル	軽自動車税賦課情報ファイル	事後	
令和元年6月1日	1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和元年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和元年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和7年8月22日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	【番号法第9条第1項及び別表の第24項】 別表第24項の上欄「市町村長」は、同表同項の下欄に掲げる事務「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」の処理に関しで保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる	事後	
令和7年8月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」又は「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 27の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	【番号法第19条第8号及び別表第24項】 別表第24項の上欄「市町村長」のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの(情報照会者)が、当該事務処理に必要な特定個人情報(利用特定個人情報)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者(情報提供者)に対し、当該利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークを使用して当該利用特定個人情報を提供することができる	事後	
令和7年8月22日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	
令和7年8月22日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月22日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人で確認を行うチェック体制を設けることで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年8月22日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		十分である	事後	
令和7年8月22日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年8月22日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年8月22日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人で確認を行うチェック体制を設けることで、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	